毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第七百三号
令和八年
十一月十六日
月曜日

目次

告示
○道路の区域変更（二件）
○都市計画の変更
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託
公告
○国土調査の成果の認証

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

告示

山梨県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年十二月七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十六日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　道路の種類　県道

二　路線名　南アルプス公園線

三　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡早川町奈良田字鰍水官有無番地先から南巨摩郡早川町奈良田字鰍水官有無番地先まで	旧	一三・四～一三・六	五・〇
	新	一三・四～一三・七	五・〇

山梨県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年十二月七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十六日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　道路の種類　県道

二　路線名　南アルプス公園線

三　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡早川町奈良田字鰍水官有無番地先から南巨摩郡早川町奈良田字鰍水官有無番地先まで	旧	一一・一～一二・八	二五・〇
	新	一一・一～一二・八	二五・〇

山梨県告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和八年十一月十六日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　都市計画の種類　韮崎都市計画道路（三・四・六号　南下条穂坂線）

二　都市計画の変更に係る土地の区域　縦覧に供する図書に明示する部分

三　縦覧場所　甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第二百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年十一月十六日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地　株式会社まあめいく（韮崎市地域情報発信センター指定管理者）　山梨県韮崎市若宮一丁目二番五十号　韮崎市民交流センター内

二　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入　北杜高等学校で生産する生産物の売払収入

三　指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日　令和八年十月五日

四　指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間　令和八年十月五日から令和九年三月三十一日まで

五　指定公金事務取扱者が納入から納付を受ける方法　現金の納付

公　告

◎　国土調査の成果の認証

市川三郷町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月十六日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　調査を行った者の名称　市川三郷町

二　調査を行った時期　令和六年五月七日から令和八年三月三十一日まで

三　成果の名称　地籍図及び地籍簿

四　調査を行った地域　西八代郡市川三郷町大字上野の一部

五　認証年月日　令和八年十一月九日